

65 歳以上の方へ

介護保険料が変わります

介護保険事業の円滑な運営を図るため、鈴鹿亀山地区広域連合では、3年ごとに介護保険事業計画を策定しており、2018年度（平成30年度）から第7期介護保険事業計画がスタートしました。

高齢者数や要介護・要支援認定者数、保険給付額等の見込みに基づき、第7期介護保険事業計画の実施に必要な介護保険料を定めました。

基準額が月額 5,781 円（年額 69,380 円）となりました

第7期（2018～2020年度）において、基準額が月額 5,781 円に改定となりました。

第6期（2015～2017年度）の月額 5,691 円と比較して、月額 90 円の増額となります。

（各所得段階ごとの保険料額は裏面に記載しています。）

第7期において介護保険料が増額となった主な理由は次のとおりです。

- 介護保険事業費の増加
 - ・高齢化にともなう要支援・要介護認定者数の増加
 - ・介護保険施設等の整備
 - ・介護報酬全体での 0.54%引き上げ
 - ・2019年10月予定の消費税率引き上げ（8%→10%）
- 65歳以上の方（第1号被保険者）が負担する割合の増加（22%→23%に改定）

一方で、介護保険料の増額抑制の要素としては次のとおりです。

- 介護給付費準備基金積立金の取り崩し
- 予定保険料収納率^{*}の引き上げ

^{*}計画期間において保険料として賦課すべき総額に対し、実際に収納される保険料の見込額の割合

第1号被保険者の介護保険料算定に係る比較表（第6期→第7期）

	75歳以上の 高齢者数	要支援・要介護 認定者数	介護保険 事業費	第1号 被保険者 負担割合	介護保険料 (基準額)
第6期介護保険 事業計画 (2015～2017年度)	28,468人 (2017.9未現在)	10,558人 (2017.9未現在)	約520.3 億円	22%	月額 5,691円
	↓	↓	↓	↓	↓
	約10.3%増	約8.2%増	約8.3%増	1ポイント増	90円増
第7期介護保険 事業計画 (2018～2020年度)	31,419人 (2020.9未推計)	11,429人 (2020.9未推計)	約563.2 億円	23%	月額 5,781円

所得段階別の保険料年額は次のとおりとなります

2018（平成30）年度～2020年度（公費負担による保険料軽減前※）				
保険料段階区分	市民税課税状況	所得等の条件	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護を受給している人		(基準額) ×0.50※	34,690円※
	本人及び世帯員全員非課税	老齢福祉年金を受けている、又は、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人		
第2段階	本人及び世帯員全員非課税	第1段階に該当せず、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の人	×0.68	47,170円
第3段階		第1段階・第2段階以外の人	×0.75	52,030円
第4段階	本人非課税かつ世帯員課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.90	62,440円
第5段階		第4段階以外の人	×1.00	(基準額) 69,380円
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満の人	×1.20	83,250円
第7段階		合計所得金額が120万円以上 <u>200万円</u> 未満の人	×1.30	90,190円
第8段階		合計所得金額が <u>200万円</u> 以上 <u>300万円</u> 未満の人	×1.50	104,070円
第9段階		合計所得金額が <u>300万円</u> 以上 500万円未満の人	×1.70	117,940円
第10段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満の人	×1.85	128,350円
第11段階		合計所得金額が750万円以上の人	×2.00	138,760円

◇各段階別保険料の算定に当たっては、保険料基準額年額に各段階の保険料率を乗じた上で、1円未満を切り上げ、10円未満を切り捨てています。

（計算例）第2段階の場合：69,380円×0.68＝47,178.4円 ⇒ 47,179円 ⇒ 47,170円

◇「所得等の条件」の二重下線で示した部分について、前回（第6期）から変更されました。

※第1段階は公費負担による軽減が適用されるため、基準額に対する割合が0.45、保険料年額は31,220円となります。

○ 介護保険料の督促手数料を廃止します

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例の改正に伴い、2018（平成30）年4月1日以降に発する督促状に対する督促手数料が廃止となります。ただし、2018（平成30）年3月31日以前に発した督促状に対する督促手数料は廃止の対象となりません。

第7期計画は鈴鹿亀山地区広域連合のホームページより閲覧できます。 <http://www.suzukakameyama-kouiki.jp/>

計画内容や保険料基準額の算出についてのお問い合わせは **鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課** **TEL059-369-3204** まで

介護保険料の納付のお願い

介護保険料は、介護が必要な人が介護サービスを受けるための大切な財源です。納期限までに納付いただくようお願いいたします。なお、納付にお困りの人は、お住まいの市の下記保険料担当課まで御連絡ください。分納などの納付相談をさせていただきます。

鈴鹿市 長寿社会課 TEL 059-382-7935

亀山市 市民課 医療年金グループ TEL 0595-84-5005